

愛知労働局発表
平成26年1月30日

担 当	愛知労働局労働基準部監督課
	監督課長 岩崎 充
	統括特別司法監督官 加藤 善士
	電話 052-972-0253

過重労働重点監督月間（9月）にかかる監督指導結果等について

愛知労働局（局長 新宅 友穂）は、若者の「使い捨て」が疑われる企業等への取組として、平成25年9月に管下14労働基準監督署（支署）が実施した過重労働重点監督月間の監督指導状況を以下のとおり取りまとめましたので、お知らせ致します。

なお、全国の監督指導状況は厚生労働省本省よりすでに取りまとめの上、発表しております。

○過重労働重点監督月間の結果

平成25年9月を「過重労働重点監督月間」とし、若者の「使い捨て」が疑われる企業等に対して集中的に実施した「過重労働重点監督」（以下「重点監督」という。）の結果は、次のとおりです。（詳細は別紙1）

【重点監督の結果のポイント】

- | | |
|---|----------------|
| (1) 重点監督の実施事業場： | 337 事業場 |
| (2) 違反状況：266 事業場（全体の78.9%）に何らかの労働基準関係法令違反
〔(1)のうち、法令違反があり、是正勧告書を交付した事業場〕 | |
| ① 違法な時間外労働があったもの | 156 事業場（46.3%） |
| ② 賃金不払残業があったもの | 57 事業場（16.9%） |
| ③ 過重労働による健康障害防止措置が
実施されていないもの | 7 事業場（2.1%） |
| (3) 健康障害防止に係る指導状況〔(1)のうち、健康障害防止のため、指導票を交付した事業場〕 | |
| ➤ 過重労働による健康障害防止措置が不十分なもの | 85 事業場（25.2%） |
| ➤ 労働時間の把握方法が不適切なもの | 28 事業場（8.3%） |
| (4) 重点監督において把握した実態 | |
| ➤ 重点監督時に把握した時間外・休日労働時間が最長の者の実績： | |
| 80 時間超 | 149 事業場（44.2%） |
| うち100 時間超 | 86 事業場（25.5%） |

このほかにも、労働者からの申告（労働基準法第104条に基づいて労働基準監督署（以下「監督署」という。）に違反の事実を申し立てるもの）を受け、申告監督を実施しています。（詳細は別紙2）

（なお、9月1日の電話相談の件数については、別紙3のとおり。）

「過重労働重点監督月間」における「重点監督」実施状況

1 法違反の状況（是正勧告書を交付したもの）

「重点監督」実施状況

「過重労働重点監督月間」中、377 事業場に対し重点監督を実施し、266 事業場で何らかの労働基準関係法令違反が認められた。主な法違反としては、違法な時間外労働があったものが 156 事業場、賃金不払残業があったものが 57 事業場認められた。

表1 「重点監督」実施件数等

業種	事項	重点監督実施 事業場数	何らかの労働基 準関係法令違反 があった事業場 数	違反事項		
				労働時間 (注1)	賃金不払残業 (注2)	健康障害防止 対策(注3)
合計		337 (100.0%)	266 (78.9%)	156 (46.3%)	57 (16.9%)	7 (2.1%)
主な業種	製造業	118(35.0%)	96	51	14	2
	建設業	9(2.7%)	7	3	4	
	運輸交通業	53(15.7%)	48	40	9	
	貨物取扱業	8(2.4%)	7	5	2	
	商業	34(10.1%)	28	19	10	1
	金融・広告業	3(0.9%)	2	1	1	
	教育・研究業	20(2.9%)	12	4	2	
	保健衛生業	14(4.2%)	13	8	3	1
	接客娯楽業	9(2.70%)	5	4	2	
	清掃・と畜業	5(1.5%)	2			
	その他の事業	64(19.0%)	46	21	10	3

(注1) 労働基準法第32条違反〔36協定なく時間外労働を行っているもの、36協定で定める限度時間を超えて時間外労働を行っているものなど違法な時間外労働があったもの。〕の件数を計上している。

(注2) 労働基準法第37条(割増賃金)違反のうち、賃金不払残業の件数を計上している〔計算誤り等は含まない。〕。

(注3) 労働安全衛生法第18条違反〔労働安全衛生規則第22条(衛生委員会において、労働者の健康障害の防止及び健康の保持増進に関する事項について調査審議を行っていないもの。)及び労働安全衛生法第66条の8違反〔1月当たり100時間以上の時間外労働を行った労働者から、医師による面接指導の申出があったにもかかわらず、面接指導を実施していないもの。〕を計上している。

2 健康障害防止に係る指導状況（指導票を交付したもの）

(1) 過重労働による健康障害防止のための指導状況

「過重労働重点監督」実施事業場のうち 85 事業場に対して、長時間労働を行った労働者に対し、医師による面接指導を実施することなどの過重労働による健康障害防止対策を講じるよう指導した。

表 2 過重労働による健康障害防止のための指導状況

指導事業場数	面接指導の実施（注 2）	衛生委員会等における調査審議の実施（注 3）	面接指導等の実施に係る体制の整備等（注 4）
85	60	34	26

（注 1）指導事項は、重複があり得る。

（注 2）2 ないし 6 月で平均 80 時間を超える時間外労働を行っている労働者又は 1 月 100 時間を超える時間外労働を行っている労働者等について、面接指導等の必要な措置を実施するよう努めることなどを指導した事業場数を計上している。

（注 3）「長時間にわたる労働による労働者の健康障害の防止を図るための対策の樹立に関すること」について、常時 50 人以上の労働者を使用する事業場の場合には衛生委員会で調査審議を行うこと、常時 50 人未満の労働者を使用する事業場の場合には、労働安全衛生規則第 23 条の 2 に基づく関係労働者の意見を聴くための機会等を利用して、関係労働者の意見を聴取することを指導した事業場数を計上している。

（注 4）医師による面接指導等を実施するに当たり、労働者による申出が適切になされるようにするための仕組み等を予め定めることなどを指導した事業場数を計上している。

(2) 労働時間適正把握に係る指導

「過重労働重点監督」実施事業場のうち 28 事業場に対して、労働時間の管理が不適切であるため、厚生労働省で定める「労働時間の適正な把握のために使用者が講ずべき措置に関する基準」に適合するよう、労働時間を適正に把握することなどを指導した。

表 3 労働時間適正把握に係る指導状況

指導事業場数	始業・終業時刻の確認・記録（基準 2（1））	自己申告制による場合			管理者の責務（基準 2（5））	労使協議組織の活用（基準 2（6））
		自己申告制の説明（基準 2（3）ア）	実態調査の実施（基準 2（3）イ）	適正な申告の阻害要因の排除（基準 2（3）ウ）		
28	13	6	15	4	1	0

（注 1）指導事項は、重複があり得る。

（注 2）各項目のかつこ内は、それぞれの指導項目が、「労働時間の適正な把握のために使用者が講ずべき措置に関する基準」のどの項目に基づくものであるかを示している。

3 重点監督において把握した実態

時間外・休日労働時間が最長の者の実績

「過重労働重点監督」実施時に時間外・休日労働時間が最長の者を確認したところ、149 事業場で 1 月 80 時間を超えており、そのうち 86 事業場で 1 月 100 時間を超えていた。

表 4 時間外・休日労働時間が最長の者の実績

把握していない	時間外労働なし	1 月当たり 45 時間以下	1 月当たり 45 時間超え 80 時間以下	1 月当たり 80 時間超え 100 時間以下	1 月当たり 100 時間超え
0	16	92	80	63	86

「過重労働重点監督月間」における申告受理・申告監督実施状況等

申告受理・申告監督実施状況

「過重労働重点監督月間」(9月)中に、136件の申告を受理した。

また、「過重労働重点監督月間」(9月)中に、102事業場に対し申告監督を実施し、72事業場で何らかの労働基準関係法令違反が認められた。

業種	事項	申告受理 件数	申告監督 実施事業場数 (注1)	何らかの労働 基準関係法令 違反があった 事業場数	違反事項			
					労働時間 (注2)	割増賃金 (注3)	賃金不払 (注4)	解雇 (注5)
	合計	136 (100.0%)	102 (100.0%)	72 (70.6%)	5 (4.9%)	20 (19.6%)	49 (48.0%)	5 (4.9%)
主な 業種	製造業	19(14.0%)	16	14	2	5	10	
	鉱業	0	0	0				
	建設業	14(10.3%)	11	7		2	7	
	運輸交通業	10(7.4%)	14	9	2	2	5	1
	貨物取扱業	2(1.5%)	1	1		1	1	
	農林業	0	0	0				
	畜産・水産業	0	0	0				
	商業	25(18.4%)	13	7		2	3	2
	金融・広告業	2(1.5%)	2	2			2	
	映画・演劇業	1(0.7%)	0	0				
	通信業	0	0	0				
	教育・研究業	2(1.5%)	2	1				
	保健衛生業	3(2.2%)	4	3		1		1
	接客娯楽業	19(14.0%)	14	14		3	10	1
	清掃・と畜業	8(5.9%)	4	2		1	1	
	官公署	0	0	0				
その他の事業	31(22.8%)	21	12	1	3	10		

(注1) 9月に申告監督を実施した事業場数であり、申告受理件数の内数ではない。

(注2) 労働基準法第32条違反〔36協定なく時間外労働を行っているもの、36協定で定める限度時間を超えて時間外労働を行っているものなど違法な時間外労働があったもの。〕の件数を計上している。

(注3) 労働基準法第37条(割増賃金)違反を計上している。

(注4) 労働基準法第24条及び最低賃金法第4条違反件数を計上している。(定期賃金に係る不払)

(注5) 労働基準法第19条違反〔解雇してはならない期間(業務上疾病の療養中等)に解雇したもの。〕及び労働基準法第20条違反〔解雇するに当たり、少なくとも30日以上前に予告をしていないものや、予告期間が30日に満たない場合で解雇予告手当を支払っていないもの。〕を計上している。

【9月1日無料電話相談実施結果】(全国との比較)

中部ブロック分

(富山局、石川局、福井局、岐阜局、静岡局、愛知局、三重局)

会場 愛知局

【相談件数】	(中部ブロック)125件	(全国)1,044件
主な相談内容(複数回答)		
1. 賃金不払残業	63件(50.4%)	560件(53.6%)
2. 長時間労働・過重労働	48件(38.4%)	416件(39.8%)
3. パワーハラスメント	27件(21.6%)	163件(15.6%)
賃金不払残業の相談63件のうち		
1. 残業手当一切なし	24件(38.1%)	191件(34.1%)
2. 労働時間の管理が不適切 (一部不払)	13件(20.6%)	112件(20.0%)
3. 残業手当の定額払 (一部不払)	12件(19.0%)	104件(18.6%)
賃金不払残業の相談63件のうち、不払いとなっている時間外労働時間(1か月当たり)は、		
1. 20時間未満	10件(15.9%)	72件(12.9%)
2. 20時間から40時間未満	12件(19.0%)	119件(21.3%)
3. 40時間から60時間未満	16件(25.4%)	113件(20.2%)
4. 60時間から80時間未満	10件(15.9%)	84件(15.0%)
5. 80時間から100時間未満	6件(9.5%)	57件(10.2%)
6. 100時間以上	9件(14.3%)	90件(16.1%)
長時間労働・過重労働の相談48件のうち、		
1. 月45時間以下 の時間外労働に関する相談	2件(4.2%)	16件(3.8%)
2. 月45時間超から60時間 の時間外労働に関する相談	9件(18.8%)	41件(9.9%)
3. 月60時間超から80時間 の時間外労働に関する相談	11件(22.9%)	81件(19.5%)
4. 月80時間超から100時間 の時間外労働に関する相談	8件(16.7%)	95件(22.8%)
5. 月100時間を超える 時間外労働に関する相談	18件(37.5%)	176件(42.3%)

(注) 上記は相談者の申立てを集計したものの。

なお、電話相談は全国7局(北海道、宮城、東京、愛知、大阪、広島、香川、福岡)に会場を設け実施。愛知局は中部ブロックとして会場を設け、中部7局の相談を受けた。

無料電話相談の実施結果（確報）（愛知局会場での詳細）

1．愛知局会場での相談件数

総相談件数	125 件
-------	-------

2．相談者の属性

労働者	労働者の家族	その他
89 件 (71.2%)	24 件 (19.2%)	12 件 (9.6%)

3．相談の対象となった労働者の年齢

19 才以下	20～29 才	30～39 才	40～49 才	50～59 才	60 才以上	不明
0 件 (0.0%)	36 件 (28.8%)	48 件 (38.4%)	21 件 (16.8%)	2 件 (1.6%)	3 件 (2.4%)	15 件 (12.0%)

4．相談の対象となった労働者が勤務する事業場の業種

製造業	鉱業	建設業	運輸 交通業	貨物 取扱業	農林業	畜産・ 水産業	商業	金融・ 広告業
40 件 (32.0%)	0 件 (0.0%)	7 件 (5.6%)	7 件 (5.6%)	0 件 (0.0%)	0 件 (0.0%)	0 件 (0.0%)	23 件 (18.4%)	4 件 (3.2%)
映画・ 演劇業	通信業	教育・ 研究業	保健 衛生業	接客 娯楽業	清掃・ と畜業	官公署	その他 の事業	不明
0 件 (0.0%)	2 件 (1.6%)	6 件 (4.8%)	7 件 (5.6%)	7 件 (5.6%)	3 件 (2.4%)	0 件 (0.0%)	13 件 (10.4%)	6 件 (4.8%)

5．相談の対象となった労働者の雇用形態

正社員	期間契約社員	パート・ アルバイト	派遣労働者	その他	不明
95 件 (76.0%)	8 件 (6.4%)	10 件 (8.0%)	4 件 (3.2%)	3 件 (2.4%)	5 件 (4.0%)

6．相談の対象となった労働者の勤務する事業場の規模

10人未満	10～29人	30～49人	50～99人	100～299人	300人以上	不明
9件 (7.2%)	25件 (20.0%)	18件 (14.4%)	17件 (13.6%)	19件 (15.2%)	10件 (8.0%)	27件 (21.6%)

7．相談内容（複数回答）

長時間・ 過重労働	賃金不払 残業	その他の 賃金不払	休日・休暇	解雇・ 雇止め	管理監督者 の取扱い	最低賃金
48件 (38.4%)	63件 (50.4%)	8件 (6.4%)	12件 (9.6%)	5件 (4.0%)	1件 (0.8%)	1件 (0.8%)
その他の 労働条件	パワハラ	セクハラ	その他の 職場いじめ	その他		
19件 (15.2%)	27件 (21.6%)	1件 (0.8%)	4件 (3.2%)	22件 (17.6%)		

注：（ ）内は、総相談件数 125 件に対する割合である。

8．1か月の総時間外労働時間

45時間以下	45時間超 ～60時間	60時間超 ～80時間	80時間超 ～100時間	100時間超
2件 (4.2%)	9件 (18.8%)	11件 (22.9%)	8件 (16.7%)	18件 (37.5%)

注：（ ）内は、「長時間労働・過重労働」の相談件数 48 件に対する割合である。

9．賃金不払残業の態様

残業手当 一切なし	残業手当の一部不払					その他
	小計	残業手当の 一律カット	残業手当 の定額払	時間管理 不適切	その他	
24件 (38.1%)	37件 (58.7%)	7件 (11.1%)	12件 (19.0%)	13件 (20.6%)	5件 (7.9%)	2件 (3.2%)

注：（ ）内は、「賃金不払残業」の相談件数 63 件に対する割合である。

10. 残業手当が不払いとなっている時間外労働時間（1か月当たり）

20時間未満	20～40時間未満	40～60時間未満	60～80時間未満	80～100時間未満	100時間以上
10件 (15.9%)	12件 (19.0%)	16件 (25.4%)	10件 (15.9%)	6件 (9.5%)	9件 (14.3%)

注：（ ）内は、「賃金不払残業」の相談件数63件に対する割合である。

【参考】地方局ごとの相談件数（内訳）

総相談件数	125件
うち、富山局	3件
石川局	3件
福井局	2件
岐阜局	10件
静岡局	20件
愛知局	59件
三重局	9件
東京局	5件
大阪局	2件
神奈川局	1件
不明・その他	11件